

第4回府中市市民協働推進会議 会議録

- 日時 平成29年8月17日（木）午後2時～午後4時
- 会場 市役所北庁舎3階第4会議室
- 出席者 (委員)
藤江会長、長谷部副会長、荒金委員、井上委員、奥村委員、木村委員、
谷本委員、長島委員、宮坂委員、吉井委員
(事務局)
中川市民協働推進部長、金崎協働推進課長補佐兼都市交流担当副主幹兼
支援係長、新妻協働推進係長、黒田事務職員、高田事務職員
- 欠席者 草郷委員
- 傍聴者 2名
- 議事
- 1 開会
 - 2 議題
 - (1) 平成28年度協働事業等評価結果答申（案）の確認について
 - (2) 平成30年度提案型協働事業答申（案）について
 - (3) 市民協働推進行動計画中間見直し（案）について
 - (4) 協働に関する条例検討結果答申（案）について
 - 3 その他
- 資料 市民協働の推進に係る取組の進捗状況等についての評価・検証及び協働
事業提案制度に基づく協働事業の選定並びに市民協働推進行動計画中間
見直し等について（答申）（案）

1 開会

(会長) 定刻になりましたので、第4回府中市市民協働推進会議を開会します。

事務局から本日の委員の出席状況などについて、報告をお願いします。

(事務局) 本日はご多忙のところ、本会議にご出席いただき、ありがとうございます。事務局から何点かご報告を申し上げます。

まず、本日の出席状況でございますが、草郷委員から欠席とのご連絡をいただいておりますので、定数11名中10名の委員の皆様に出席をいただいております。

したがいまして、過半数に達しておりますので、本会議は有効に成立していることを併せてご報告します。

続きまして、本日の傍聴ですが、現在までに2名のご応募をいただいております。傍聴の許可につきまして、本会議のご判断をいただきたいと存じます。

(会長) 委員の皆さんにお諮りしますが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) それでは、意義がないということですので、傍聴を許可します。

事務局は会場への誘導をお願いします。

(※事務局より資料の確認)

(事務局) 最後に、本日の流れについてでございます。

本日の議題については、4点ございます。

1点目が、平成28年度協働事業等評価結果答申(案)の確認について、前回の会議においていただいたご意見に基づき、答申案を作成いたしましたので、この答申案をご確認いただくとともに、もう少し議論が必要と思われる事項などについて、ご意見をいただき、更なるブラッシュアップを図りたいと考えております。

2点目が、平成30年度の提案型協働事業の答申案についてで、8月10日に開催された提案型協働事業選考部会における選考結果についてご報告をいただくものでございます。

3点目が、市民協働推進行動計画中間見直し(案)についてで、各課に照会をいたしましたので、その報告をさせていただくとともに、もう少し議論が必要と思われる事項などについて、ご意見をいただき、更なるブラッシュアップを図りたいと考えております。

4点目が、協働に関する条例検討結果答申(案)についてです。

昨年いただいたご意見を踏まえて、案という形としておりますが、今年度まだご議論いただいておりますので、検討シートに基づき、本日多くのご意見をいただければと考えております。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いたします。

(会長) 今年度の会議もいよいよ佳境となってきました。答申までのスケジュール

ルについても確認しておきたいので、事務局は説明をお願いします。
(事務局) 内容の確定と答申までのスケジュールについてご説明いたします。

今回の会議でいただいたご意見についても、次回の会議で反映し、答申(案)の修正を行います。

次回の会議が9月7日でございますので、この日が最終確認となります。
資料については、遅くとも9月1日頃には送付したいと考えております。

9月7日の会議での内容を踏まえ、事務局において文言調整を行い、正副会長のご確認、ご了承をいただき、市長に答申をいただきたいと思いますと考えております。

また、答申書の提出でございますが、9月中旬に正副会長に代表して行っていただきたいと思いますと考えております。

つきましては、内容の確定と答申までのスケジュールについて、本会議のご判断をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会長) 事務局から内容の確定方法とスケジュールについて、説明・提案がありました。

今回の意見を反映して、資料の修正を行ったうえで、第5回の会議となりますが、第5回は最終確認となりますので、議論としては、本日の会議がほぼ最後となります。次回の会議では内容を確認し、修正箇所なども確認したうえで、その後正副会長預かりとすることで、内容を確認し、市長に答申するというように進めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) ありがとうございます。それでは、早速、議事を進めます。

前回7月31日に実施した第3回目の会議の議事録につきましては、事前にご確認いただいておりますが、修正等でお気づきになることはございますか。前回は、細かい表現がたくさん入っておりますが、ご自身の発言も含め、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議事録として確定いたします。

事務局は、前回の議事録及び資料を公開するよう手続をお願いします。

2 議題

(i) 平成28年度協働事業等評価結果答申(案)の確認について

(会長) これより議題に入ります。「平成28年度協働事業等評価結果答申(案)」について、事務局からお願いします。

(事務局) それでは、資料をご覧ください。

まず、答申案の構成について、ご説明いたします。

構成といたしましては、大きく「はじめに」、「平成28年度府中市協働事業評価について」、「平成30年度提案型協働事業の選考結果について」、

「市民協働推進行動計画中間見直しについて」、「市民協働の推進に関する条例の要否を含めた検討について」、「参考資料」としております。

「はじめに」では、諮問事項など、今年度の実施内容について記載しております。

「平成28年度府中市協働事業評価について」では、前回の会議でいただいたご意見を踏まえて、「今年度の評価に当たって（評価の視点）」、「個別評価を通して共通して感じられたこと（総論）」、「個別事業について（各論）」として、第三者評価シートを掲載するという構成で作成しております。

なお、本日の会議でいただいた意見もこちらのシートにも反映いたします。

「平成30年度提案型協働事業選考結果について」では、提案型協働事業選考部会における答申案を掲載しております。

「市民協働推進行動計画中間見直しについて」では、行動計画中間見直し検討部会における答申案を掲載しております。

「市民協働の推進に関する条例の要否を含めた検討について」では、平成28年度第5回でいただいた意見をベースとして作成しております。

最後に、「参考資料」として、委員名簿、検討経過、答申案作成に係る各委員からの意見、府中市協働事業等評価制度実施基準、評価シートの様子を添付しております。

本日のゴールといたしましては、この答申案をご確認いただき、修正した方がよい点や、もう少し議論が必要と思われる事項などについて、ご意見をいただき、更なるブラッシュアップを図りたいと考えております。

答申案の形でご提示するのは今回が初めてですから、一つひとつ確認いただきたく、議題1としては、資料の11ページまでをご議論いただければと考えております。

なお、黄色く色づけておりますものは、皆様からいただいたご意見を反映した箇所と考えていただければ幸いです。

恐れ入りますが、資料6ページをご覧ください。

「ごみ減量・3R推進大会」につきましては、前回の会議で、より具体的な意見を記載しようとのことをご意見を踏まえ、修正をいたしました。

また、資料8ページの「姉妹都市佐久穂町森林間伐体験事業」についてですが、資料が抜けてしまい申し訳ございません。協働の相乗効果についての記載をとのご意見を踏まえ、修正していますので、改めてお渡しいたします。

恐れ入りますが、資料の41ページをご覧ください。

こちらは、資料3ページと4ページの答申案のベースとなるもので、前回皆様からいただいた意見を、一番右の枠の「推進会議における意見等」に記載したもので、その意見をどのように反映したかを色付けして整理し

ております。内容欄の部分が資料3・4ページと同じものとなっております。

本日いただいた意見も、資料の41ページ以降に追記し、本文中に反映する予定でございます。

答申案の中で、文言の重なりなどを現在事務局でも並行して確認中でございますので、本日の意見も踏まえて次回の会議で修正箇所一覧という形で、ご提示できたらと考えております。

事務局からは以上でございます。

(会長) 「姉妹都市佐久穂町森林間伐体験事業」についての資料が抜けてしまっているということで、この会議中に配付できますか。

(事務局) 今からお持ちいたします。大変失礼いたしました。

(会長) では、配付された資料としては、答申案として出す冊子で、議題の(1)として扱うのが、答申案の3ページから10ページまでの範囲となります。

黄色いマーカーや、第三者評価シートの赤字部分については、前回の議論を踏まえて、より具体的に、評価の作業で会議として、どのようなことを求めているかについて書き込んだ方がよいということで修正されています。

特に評価として、ごみ減量・3R推進大会については、D評価ですので、記号だけではつかめないとところを具体的な表現で補っていただくというように思います。

そのため、他の評価シートにも、必要に応じて書き加えたものが、資料となっております。

このあと、委員の皆さんからお気づきの点、ご意見につきまして、ページ等を指摘していただいたうえで、具体的なご意見を出していただければと思います。いかがでしょうか。

(委員) まず、3ページからということでしたが、評価シートに入る前の2ページから4ページについて、文章が冗長で意味不明な点を何点か感じました。したがって、もういちど文章の推敲と修正が必要だと思います。

もう少し文章を区切って分かりやすくしないと、読み手には伝わらないと思います。

(会長) 文章を短くするとともに、必要な部分を中心に掲載するというご意見でした。

(委員) 答申は、伝えることが目的ですから、冗長で意味が伝わらなければ、せっかくの効果が失われてしまうので、2ページから4ページについては全体の文章を練り直す必要があると思います。

(会長) このあと、ご意見を反映していきたいと思います。

その他、いかがでしょうか。

今、追加で「姉妹都市佐久穂町森林間伐体験事業」についての資料が配

られましたが、第三者評価シートの中身についても具体的に記載した部分も含めて、ご意見を頂ければと思います。

前回それぞれのグループで行っていただいたヒアリングについて説明していただいたので、ヒアリングの部分などで何かあれば、ご意見をいただければと思います。

ごみ減量・3R推進大会の、2の事業についてと、3の協働の広がりの可能性についてですが、特定の主体という表現はこれまで担ってきた主体のことを指すのですが、もう少し良い表現があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

また、3の協働の広がり可能性についてで、行政も、子どもの参加や、環境教育ということだと、関係部署と連携すると書いているので、市民だけではないということも読み取れる必要があるため、これまで取り組んできた主体などの汎用的な表現が必要だと思いました。両方で広がりを持つように、協働で行っていくというのが前回の会議での方向性だったので、反映していただければと思います。

福祉まつりは表現が変わっていないということですが、いかがでしょうか。

では、次にラグビーのまち府中推進事業は、若干の追記がありますが、よろしいでしょうか。

その他に、平成28年度「参加・体験・感動！ふれあいこどもまつり」や、府中農業応援隊についてはいかがでしょうか。

(委員) 3ページと4ページのところで、個別評価を通じて共通して感じられたことは、一つの部署だけではなく、他の関係部署とも連携していければ、協働が広がるということが、いくつもの評価シートに書いてあるので、それを書いた方が良いのではないですか。

結果的には、協働とは言わなくても、他の市役所でも多分、森林間伐を民間と市役所と一緒に実施している事例はたくさんあると思います。

さらに、もう一步広がりを持つ可能性があるとするれば、その環境の課だけではなく、教育委員会とかに波及させていくなど、庁内で横連携を図ることに力を入れると、より協働が広がるということが皆さんの共通意見だと思うので、前段のまとめのところに入っていると良いのではないかと思います。

(会長) その他いかがでしょうか。

(副会長) 今、委員がおっしゃったのは、(2)評価制度についての、2段落目に軽く書いてあります。委員がおっしゃるように、協働は市民と市役所、市民と、他のステークホルダーと想像してしまうが、庁内の横のつながりに中々目が届かないということであれば、小見出しにして記載するのも良いと思いました。

(会長) 副会長におっしゃっていただいたのは、(2)の評価制度の中での部分ということで、(1)の事業についても含めて、関係してくるところだと思います。

また、委員が大事なこととして共通認識しているので、ご指摘のように反映していただけたらと思います。

その他、いかがでしょうか。

(副会長) 先程、委員から2ページから4ページの文章が読みづらいとのご指摘がありました。評価シートの中身にも、同様のことが言えると思われました。

改めて、ごみ減量・3R推進大会のところを読んでもみると、書く内容が多いこともあり、文章がやや長くなっているのもう少し短くしても良いのではないかと感じました。

(会長) 前回の会議の意見を踏まえて、できるだけ盛り込んで用意していただいたということもあると思うので、先程いただいた前段の部分と併せて工夫して修正していただければと思います。

その他、いかがでしょうか。

もしなければ、次に移り、お気付きの点ができましたら、後で具体的な箇所とともに、ご意見をいただければと思います。

一応、答申案の今チェックしていただいた部分は、「はじめに」から、「平成28年度府中市協働事業評価について」の評価シートを含めたところまでで、ここまでのについては終了したということによろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

② 平成30年度提案型協働事業答申(案)について

(会長) 続きまして、議題の(2)「平成30年度提案型協働事業答申(案)」について、事務局からお願いします

(事務局) それでは、ご説明させていただきます。資料の11ページをご覧ください。

1の協働事業提案制度については、制度の概要を記載しております。

2の協働事業提案制度の流れについては、今年度の提案数やスケジュール等を記載しております。

なお、先週8月10日(木)に公開プレゼンテーションを実施し、その後意見交換会を経て、審査会を開催いたしました。

平成30年度に提案があった事業は、市民提案型協働事業が3事業、行政提案型協働事業が2事業の計5事業で、公開プレゼンテーションは、事業説明8分、質疑応答10分、入替時間2分の1事業辺り20分で実施しました。

事業概要については、前回の会議においてご説明したとおりでございますので、割愛いたしますが、3の平成30年度提案型協働事業の傾向につ

いては、スマートエネルギー都市構想や子どもの居場所など地域課題の解決といった視点が多くございました。

なお、提案型協働事業につきましては、9月30日までに答申いただくこととなっておりますので、部会での議決を案といたしまして、本会議にお諮りするものでございます。

以上でございます。

(会長) ありがとうございます。

平成30年度の提案型協働事業についてですが、部会長、採択に当たっての付帯条件、不採択理由等、選考のプロセスや感想等、ご説明をお願いします。

(部会長) それでは、資料の13ページをご覧ください。

部会での選考結果については、記載のとおり、市民提案型協働事業3事業全てを、行政提案型協働事業2事業のうち1事業の計4事業を採択いたしました。

まず、市民提案型協働事業よりご説明いたします。

1件目の事業の審査結果は、「条件付採択」でございました。

付帯条件としては、「より多くの市民の参加が得られるよう、開催場所や開催回数を再検討すること。」といたしました。

主な意見としては、「課題の取組としての必要性を感じる。映画の上映が2回まで費用が同じであるならば、1回は上映のみとするなど、なるべく多くの市民が参加しやすい形での実施を検討していただきたい。2回開催するのであれば東京農工大学の他に市民が集いやすい場所で開催を検討していただきたい。」としました。

2件目の事業の審査結果は、「条件付採択」でございました。

付帯条件としては、「予算の精査を図ること。特に、講師料の見直しをすること。」

意見交換会については「様々な主体と連携をして実施すること。」としました、主な意見としては、「課題へのニーズは高く、市と協働で実施する意義もある。様々な主体と連携しながら事業を展開していただきたい。」としました。

3件目の事業の審査結果は、「条件付採択」でございました。

付帯条件としては、「市内部の横断的な連携によって事業が各地域で開催されるよう支援していくこと。」としました。

主な意見としては、「協働事業として充実するよう、他部署との協働の可能性を探りながら実施方法を検討していただきたい。」としました。

続きまして、行政提案型協働事業のご説明をいたします。

1件目の事業の審査結果は、「不採択」でございました。

「不採択」となった理由でございますが、「事業の公共性や協働の必要性

が不十分であることから、平成30年度の協働事業としての実施は見送る。」としました。

主な意見としては、「事業の実施内容は明確であるものの、オリンピック・パラリンピックに向けての中長期的なビジョンや、市との協働の必要性が見えにくい。市とのコミュニケーションはとれているので、協働による相乗効果を視野に入れ、ビジョンを明確にするとともに、在住外国人のみではなく、一般市民への広げ方、更には参加者がおもてなしをする側になるような取組を検討することで、事業の広がりが期待できる」としました。

2件目の事業の審査結果結果は、「条件付採択」でございました。

付帯条件としては、「予算全般を見直し、精査すること。特に、報償費（謝礼）、印刷製本費、通信運搬費、賄費を見直しすること。」としました。

主な意見としては、「幅広い世代が楽しめる事業で、オリンピック・パラリンピックへの気運醸成としての効果も期待できる」としました。

以上になりますが、全体を通しての感想としては、委員同士での意見が割れるくらい、それぞれ協働というところの水準があがってきていると思いました。

私からは以上ですが、部会員の方は意見等ございますか。

(委員) 感想としては、選定は初めてだったのですが、提案側である市民の熱意がすごく感じられた一方で、担当課との熱量の差を少し感じました。

選定をするに当たっては、協働の必要性の観点で、事業の合理性や、相乗効果など様々な面で、協働の広がりを見ることができるところを観点に客観的に行いました。

全体を通して、市民側と担当課との熱量の差は感じましたが、担当課もその事業に携わることで、協働事業についての熱意が提案時と終了時で違うと感じたので、実施後に担当課も協働についての考え方などが、少なからず、変わっていると感じました。

(会長) 今、部会長と部会員に感想等をいただきましたが、他の委員の皆さんからご意見はございますか。

(委員) 私は、選定委員ではありませんでしたが、オブザーバーとして参加させていただきました。

そのうえでの感想としては、市民提案型協働事業の案件について、大変興味深く、熱意も感じられました。

選定結果については特にありませんが、1番の自然エネルギーを考える会は条件付採択になっていて、付帯条件がついていますが、最終成果として、事業で府中市スマートエネルギー都市構想実現の機運を醸成した後の見通しを一言、報告書に書いていただくことが必要だと思います。

単に事業を実施しただけではなく、この団体が、スマートエネルギー都

市構想に向けた動きをしていく中で、別の形の協働が考えられると思います。

今後につなげていくためにも、事業終了時点での最終成果として今後の見通しを報告するというのを、付帯条件として加えていただきたいと思います。

(会長) その他、いかがでしょうか。

(委員) 前回審査していて思ったのですが、協働の評価をしないで、いつの間にか事業の評価をしている自分がいました。

今回の選定は、事業の評価をしていて、50万円を出すかどうかの評価をしたということですね。

協働を通して、この事業を実施できるかを評価したのであれば、お金を出した方が良いではありませんか。

市役所の皆さんと、団体の方がしっかりと協働しているということで、選定したわけではなくて、結果として50万円を貰って実施できるかを評価したということですか。

(会長) 金額は、資料として明記した方が良いということですか。

(委員) はい。資料として明記しないと、一般の方が読んだ時に分からないと思います。

これは市長だけが読むのであれば構わないと思いますが、そうでないのなら、金額を明記するべきだと思います。

(会長) これは、一般にも公開されるので、市長だけというわけではありません。

金額の明記についてと、評価の基準というところで、採択されたものと、そうでないもの、事業として選定されるかどうか、そして、私たちが先程まで行っていた作業は、このようなプロセスで採択された事業について、実際どうだったのかということの評価している作業であり、評価の対象になる事業という意味で、必ず評価される対象という意味では選ばれない場合もあるので、候補になっています。

ですから、私たちが行った作業は、部会で選ばれた事業から評価対象として、これから事業として実施していただきましょうと、選ばれたものについての案を審議するものです。

(部会長) 選定に当たって、委員でも話したのですが、基本的には協働の必要性というところで、選定しています。

金額の大小は別として、お金という形での、市と団体の協働もあるでしょうし、人的な支援もあるでしょうし、色々なものがあると思います。

ただ、単純にお金だけというところはダメではないか、もっと協働しなくてはいけないということ、委員の間で話し合いながら、協働の必要性を評価したので、決してお金ありきではないです。

(委員) 予算書なども入っていますので、金額的な意見も出ましたが、その金額を

使って協働することで、それが公益的な事業になるのかとか、相乗効果を生み、更なる発展性があるのかとか、そのお金をより有効に協働の手法で進められるかという視点で評価しました。

(委員) 50万円貰えるかという、事業の評価と、それを協働の観点からも同時に評価するという非常に難しい評価ですよ。

(会長) そうですね。事業によっては、100%それだけで実施することもできないと思いますし、協働で評価を上げていくというところが実行できるかというところが、大変な点だと思います。

先程、事業提案時と、実施後では熱量に違いがあるという話もありましたが、事業が終わった後も関わっていくという意味では、事業の結果について評価して、次につなげていくといったところまで、最初の時点で賛同できているかどうか見極めることが難しいと思います。

そこまでしていただけることを期待して、評価作業を行うという認識でいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員) この採択の付帯条件のところだけを見ていくと、事業に対して評価をしていると感じました。お金と中身を見直して、お金の削減や、より多くの人に関わってもらうということをするのであれば、協働の提案制度ではなくて、市民提案制度のような、よりシンプルな提案のものに近いと思いました。

(副会長) 一昨年、昨年と参加させていただいたのですが、事業内容とお金の使い方は完璧だけど団体単体で実施すれば良いといった、市と協働で実施する意味がないものについては、評価されなかったと思います。

先程、委員がおっしゃったように、協働というポイントと、お金の使い方の両方を評価していました。

そういう意味では、お金の使い方、事業の趣旨を踏まえ、例えば大きなシンポジウムに偉い先生を呼んで1回実施するよりは、市民により広く伝えることを考えるとといった付帯条件を付けたことがあります。その辺りも評価の基準としては広く市民に新しい主体を作るためには、伝えていくことが重要だと言っていたと思います。協働の視点とあまり切り分けができない事業については、内容そのものだけではなく、やり方の評価をしていたところはあったのではないかとすると、付帯条件に事業内容としてだけでなく、協働としての観点でも書かれていると思うので、そういった大変な作業だったのではないかと感じました。

(委員) 協働の観点について5点満点で評価して、事業の内容について5点満点で評価して合わせて10点満点という評価ではなくて、協働の観点で合格点に達していなければいけないとか、そういった基準の方が良いと思いました。

(副会長) 79ページに採点表がついていますが、事業内容の評価するところのポイントと、加点方式で5点満点のところに加点がつくというような方法だった

と思うのですが、そこが多分、事業内容プラス協働の評価というもので、苦労されながら、評価されたのかなと思います。

(会長) 答申の79ページには、提案型協働事業審査基準があります。

大きな項目としては、事業の妥当性や、事業成果、協働の必要性、実現可能性の4項目なので、細かく分かれて評価するということになっています。

今、委員が話された意見は、次年度の先程まで扱っていた、評価基準に関わる話で、採択のところと密接に関わってくるので、両方を統一した基準だと、うまく評価していけるかと思います。

13ページのような、まとめの形において事業に使われる金額を記載することは可能でしょうか。

(事務局) 金額を記載することについてですが、私たちがもう一つ実施している補助金の制度では、協働の事業ではなく、市民活動を支援する補助金で、そちらは補助金の金額を決めるということもあり、採択か不採択かを決めて、金額も記載します。

ですが、こちらは協働の事業なので、採択か不採択かということで協働としては良いけど、金額の精査は必要という付帯条件が付いているので、金額を記載するとなると、その精査も具体的に実施する必要があります。

例年の方法ですと、採択に事業費を見直すことという付帯条件をつけておいて、金額は記載せず、事務局で付帯意見を双方の相手方に伝えて、印刷製本費や、謝礼などを基準に沿った形で事業実施者双方で検討していただき、減額して決定していく方法で、その方法をとりたいので、金額を記載するのは、協働事業としては難しい面があります。

委員がおっしゃるように、まずは協働ありきで初めて補助金が交付されることに間違いはございません。

(委員) そうすると、採択にあたっての付帯条件は書かない方が良いのではありませんか。事業に対することが結構書いてあるので、事業については市などで評価して、それに通ったものだけを、協働で評価するなどとしないと分かりづらいと思います。

(会長) 条件付採択となっているので、その条件の中の一つが金額はこれにしてくださいという意味ではなくて、増減の方向性についてのコメントがないと、対応できないと思います。

タイミングとして金額は記載できないということですが、条件としては入れておかないと、このままの金額でいいというわけでは必ずしもないので、少し触れておく必要があると思います。

(委員) 選定結果で、条件付採択ということで付帯条件がありますが、採択だと付帯条件はないのですか。

(会長) 条件なしの採択の場合はありません。

(委員) そうすると、79ページの提案型協働事業審査基準をもとに採点した時に、

何点からが条件付採択、採択などの基準はありますか。

(部会長) 50点未満は不採択という基準はありますが、採択になった場合の、条件の有無に点数の基準はありません。

(会長) 79ページの100点満点で出す数値だけではなくて、それ以外のヒアリングなども含めて、総合的に判断されるということだと思うので、この審査基準は、委員の方によって違うと思います。

先程、意見が割れたというお話があったのは、この基準のシートが違っていているというわけではなくて、総合的な評価をしたときの考え方や、受け止め方が違っていたということで、一つのそれぞれのの中の評価の数値化されたものだということです。

(事務局) 補足ではありますが、審査基準の足切りの部分は部会長から、50点未満のところは無条件で不採択になるという条件がありましたが、協働の観点でも点数が低く、協働で実施する必要が無いということであれば、この制度を使う必要が無いということになります。

協働の必要性があるかどうかについて、採択、不採択を決めていくと思いますが、条件付採択の部分としては、それをクリアすることで採択として認めるということです。

ある程度事業の部分も、こういったことをすることによって協働の広がりが見えるのではないかとといったことや、講師料が高過ぎるならば、より良い形でできるように検討して欲しいといったことを、主管課と市民が検討したうえで再度出していただくことになりますので、基本的には協働で何かできるかといったところで考えて欲しいという視点があると思います。

(会長) 他に、平成30年度提案型協働事業の選定結果(案)についていかがでしょうか。

(委員) 協働事業提案制度で、市民提案型が3件、行政提案型が2件と合計5件は少ないのではないかと印象を感じました。

これだけ、協働事業として活動している割には、手を挙げる団体がもう少しあっても良いのではないかと思います。

そこで、前年度との比較はどうなのでしょう。

(事務局) 平成29年度に提案があったものについては、市民提案型協働事業が4件、採択が2件、行政提案型協働事業は3件提案があり、2件が採択されました。

なので、計7事業で採択4事業でした。

また、平成28年度はまだ行政提案型協働事業はありませんでしたが、市民提案型協働事業は3件提案がありまして、2件採択でした。

平成27年度が初年度でしたが、6事業提案がありまして、4事業が採択されました。平成28年度の数が少ないですが、それは平成27年度に募集をかけたことで、同じ年度に2回募集を行ったため、応募が少なかったと考えられます。

ただ、昨年度事前の相談では9事業ありましたが、お話を聞く中で、お金が欲しいだけや、団体さんが自分たちのことだけやりたいというところが多かったのもので、別の補助金制度・助成金制度を使ってやるということになったものもありました。

因みに、今年度も、もう1事業ご相談はあったものの、市との協働の必要性というところで取り下げということになりました。

(委員) 提案事業の内容自体があまり理解されなかったということでしょうか。

(事務局) 提案自体というよりは、団体のやりたいことなどお話を聞く中で、協働で実施する必要があるのかなどの観点で、お話を聞いています。

その中で、例えば自分たちだけでできるものであれば、別な制度をご案内することもあります。自分たちでできないことがあるという悩みについては、アドバイスをさせていただいたりもしています。

なので、制度自体はご相談いただく中で説明しながら、制度への理解も深めていただいているところではあります。

(委員) 一般市民に、この事業の募集について周知を図るという意味で、答申が出された後に、広報ふちゅうやホームページ等で市民に対して、提案型協働事業の決定について報告しますか。

(事務局) 答申をいただいたら、答申結果としてホームページと情報公開室で公開します。

あとは、採択、又は、不採択となった団体に採択、不採択の通知を行いますが、市民提案型協働事業は補助金事業ですので、補助金審査委員会にお諮りしたうえで、予算要求を行い3月の議会にかけて、事業の決定という流れになります。

そのため、来年の3月下旬頃には事業の決定をホームページ等に公開できると思います。

(委員) 3月になるのですか。

(事務局) そうですね。

やはり、予算が確定してからということで、スケジュールは市のルールに合わせるようになります。

少なくとも、翌年の4月にはこの事業が確定しているので、ホームページ等々でも掲載します。

あとは、実施した事業の報告会も行いますので、どの事業が採択されたかということは、広報やホームページ等で分かるようにしています。

また、協働で実施するというのもあるので、担当課にもホームページの作成をお願いして、我々のホームページから、いつでもその事業がどのように実施されているかを見られるようにしています。

(委員) そういった作業が次につながると思いますので、ぜひ続けていただきたいと思います。

(事務局) 翌年度の提案を考えている団体は、前年度の報告会にご参加いただく傾向にあり、実際に実施したことや、苦勞した点などを気にされているようです。

(委員) そうすると、条件付採択のところ付帯条件を記載するのは良いのですが、主な意見が記載されているところなどに、評価結論とか協働の広がり可能性みたいな項目があっても良いのかもしれないと思いました。

こども食堂を、子育て支援課と実施して、こどもの居場所づくり@府中が、自分で勝手に実施してするよりも、子育て支援課と実施することで、どんな協働を実施したら幸せだったかという団体側からの意見、例えば、お金の支援が助かるだとか、PRが助かるだとか、信憑性や公共性が増したなどの意見が欲しいのではありませんか。

(事務局) こちらについては、来年度実施したいという事業ですので、今実施するかを決めているところです。

(会長) 条件と採択の理由だけではなくて、良かった点や、認められた点についての記載があった方が良いのではという意見で、確かに、これから応募する方にとって大事な点かと思うので、箇条書きなどで、加えていただきたいと思います。

(委員) 11ページに平成30年度提案型協働事業の選考結果について、とても必要性が高い分野で、これだけ条件付採択が多いなら、課題を見てくるパワーはあっても、実施の事業計画作りなどがしっかりしていないと認めないということに記載した方が良いのではありませんか。

条件付採択ばかりなので、協働で実施していくにあたり、ただ一緒に実施するというのではなくて、市と実施する以上お金のことも公益性を考えながら、市民の是正も必要だと感じたなどと記載しないといけないかと思いました。

(会長) 今審議していただいているのは、8月10日のヒアリングを含めて部会で認めていただいた案を提案として審議するという作業を行っています。

13ページの資料については、今日の意見を踏まえて修正していただくことは可能でしょうか。

部会で作られた資料なので、修正できないという扱いになりますか。

(事務局) 資料につきましては、本会議で修正の決議があれば修正できるものがございます。

(会長) それでは、様々な意見を出していただきましたので、部会長と、正副会長と部会員の意見を聞きながら、資料も含めて検討したいと思います。

(委員) 13ページの2の付帯条件と14ページの2の付帯条件それぞれに、お金の話が記載されていて、13ページの方は、さらっと予算の精査を図ることとしていて、14ページは予算全般の見直しとなっていて、これは構わないと思うのですが、13ページの方で、お金のことと意見交換会のことは段落を変えた方が良くと思いました。

お金の数字は記載しなくて良いと思いますが、見直しと書いてあっても一般の人は、多いから見直しなのか、少なくから見直しなのかが分からないと思います。

(委員) お金のところで、市民提案型の2つ目が、市と話し合いをして出てきているはずなのですが、市の基準を大幅に超えているものなので、市と話し合っているのかという疑問がありましたので、条件とさせていただいたのと、行政提案型については、あまりにもざっくりとした予算だったので、主管課と精査をして欲しいという思いがあり、条件としました。

決して、お金のことをどうこう言うつもりはありませんが、そういったところを通じながら協働事業を推進していただきたいという思いです。

協働によっての期待といった面が、主な意見の部分に記載されているので、上手く読み取っていただいて、結果に反映していただきたいと思います。

(会長) ありがとうございます。

それでは、13・14ページの採択に当たっての付帯条件または不採択の理由等に採択の理由等について工夫したいと思いますが、改めて、お諮りします。

部会の原案として提案していただいた、市民提案型協働事業3事業全てと、行政提案型協働事業2事業の内1事業を採択、1事業を不採択ということについてこの段階でお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) ありがとうございます。

資料については、先程の答申案全体に関わりますので、工夫し、修正していただきたいと思います。

③ 市民協働推進行動計画中間見直し(案)について

(会長) 続いて、議題の(3)市民協働推進行動計画中間見直し(案)について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) それでは、ご説明いたします。恐れ入りますが、資料の16ページをご覧ください。

こちらは、目次を削除した以外は前回ご提示したのと同じものですが、こちらにつきましても、まだ検討の余地がある部分などについて、ご議論をいただければと考えております。

なお、議論の経過については、資料の47ページに掲載しておりまして、本日の検討結果も反映いたします。8月9日から15日までを調査期間としまして、各課に行動計画の確認依頼を行いました。

確認事項としては、追記・削除したい項目の有無や、文言の修正などがございます。各課への照会の結果につきましては、1件削除、3件文言修正依頼がございましたのでご説明させていただきたいと考えております。

まず、24ページで職員が公益的な活動に参加しやすい環境づくりの検討で、こちらが項目削除といただいております。

理由としては、「平成29年7月1日からボランティア休暇の対象範囲を拡大し対応済み。」ということです。

具体的には、ボランティア休暇がこれまで被災地、障害者支援施設等での支援活動に限って取得を可能としていましたが、地域における活動の参加や、職員が公益的な活動に参加しやすい環境を整備して職員が協働の経験を積むことで、協働に対する意識改革やスキルアップができるようにということで、対象範囲を拡大したところでございます。

対象範囲としては、国、地方公共団体が主催・共催・協賛または後援をする事業を支援する活動及び、任命権者が相当と認める活動ということが追加されました。

また、これまでの1日単位の取得から、必要な時間だけを取得可能とする時間単位での取得が認められました。

新たな対象活動の例として、放課後の子供たちを見守る交通安全活動や、学校での学習指導等を支援する活動、地域における清掃活動、防犯パトロール活動、市が後援している事業の運営協力活動が追加されたものです。

あと3件、文言修正依頼がありまして、28ページの協働の推進のための場としての既存公共施設に係る活用方策の検討でございまして、公共施設マネジメントの取組に基づいて既存公共施設についての協働の推進の場としての活用方法を検討した中で、実際に即した事業内容を見直したいので、文言を変えたいということです。

具体的な修正としては、「公共施設マネジメントの考え方に基づく、既存公共施設の在り方や機能の見直しに当たっては、市民協働機能も含めた市民ニーズを捉えた活用ができるよう、各施設所管課と検討を進めます。」ということです。

こちらも次回、修正したものをご提示できればと思います。

続いて、29ページの新庁舎における協働を支える場の整備で、こちらが新庁舎の着工時期について当初予定していた平成30年度の着工に遅れが生じているということで、具体的な時期については未定になっていることから、平成30年度工事着工としていますが、継続実施ということで政策課から出ていて、文言としても修正依頼が来ています。

「府中市庁舎建設基本計画の考え方を踏まえながら新庁舎建設の設計において計画した、市民との協働を支える場を整備します。」といただいております。

最後の1件が、30ページの寄附をしやすい環境の整備ということで、「資金面で支援いただける方が増えるようにするため」と記載していますが、そうすると、歳入確保の意味合いが強くなるため、修正を希望するというこ

です。

「市が推進する市民協働の取組に賛同いただき、資金面で支援いただける方の善意を汲み取りやすくするため、寄附に係る窓口の一本化や、手続きの簡素化を図り寄附しやすい環境づくりに取り組みます。」との修正依頼をいただいております。

事務局からは以上でございます。

(会長) ありがとうございます。

今、削除1件と、文言の修正3件について説明していただきました。

市民協働推進行動計画中間見直し(案)についても、委員の皆さんからご意見をいただいて、反映させることを議題としていますので、修正のところも含めて、ご意見等ございますでしょうか。

(委員) 64ページの上の方で、制度の拡充となっておりますが、拡充では抽象的で伝わりにくいと思うので、内容についてはそのままにするにしても、市民協働推進会議における質疑意見等については具体的に、例えば市民の声をより反映させるために公募委員の採用に関する不均衡是正を検討に努めて欲しいなどの表現だと良いと思います。

組織に属していない一般市民が、市政に広く発言できるような機会を増やして欲しいということが背景にあります。

組織に入っている人たちは、そうでない一般市民から見ると、ある意味特権的な扱いを受けていると感ずる時がありますので、もう少しその辺りの不均衡を是正していただきたいと思います。

(会長) 64ページの制度の拡充という表現を、一般市民の方意見を引き出すという趣旨から、委員選考の不均衡の是正について意見に加えていただくということで、その他にいかがでしょうか。

先程の削除の項目についてですが、解決というのは表現が変わって残るので良いのですが、削除の場合、行政の方が市民としてボランティア活動に参加する機会を保障する制度ができているという説明があったので、削除ということでしたが、一般市民が活動することを保障する取り組みが市の施策として実現できるのであれば、形として残しておくのも良いと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) そのような制度ができたのは伺っていますし、こちらに残す理由としても、関係部署の方には制度を作って終わりではなく、利用しやすい環境を整えていくということも環境づくりに含まれるので、使いやすいようにPRしていくという回答を求めていると、お伝えしたところではありますが、まず制度を作ったということで項目削除という回答が来ました。

(会長) 24ページの本文に、こういう制度を活用し、市民としてご自身の地域の活動ができるようになっていることを追記して、環境づくりの推進という方法もあると思いました。

(事務局) 実は、この7月1日から職員の休暇制度の見直しが行われまして、職員のボランティア活動、公益的な活動に参加しやすい休暇制度の見直しは実現したところではありますが、会長がおっしゃるように削除ではなく、項目として残して、例えば、職員が公益的な活動に参加しやすい環境の推進ということで内容も休暇制度を積極的に活用するなど職員が公益的な活動に参加しやすい環境を引き続き推進してまいりますなどという方向で、継続して残していくことで計画に残っていくと考えます。

今いただいた意見をもとに、市民協働推進会議としては目に見える形で、残した中で実質的な取組についても今後計画の中で、求めていきたいということで、いただいたご意見を担当課と調整していきたいと思えます。

(会長) 委員の方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

制度ができてあまり活用されないものもあると思いますが、活用して、上手に取り組んでいただくというのは大変なことだと思います。

特に、ボランティアということもあり、関わりにくい部分ではありますが、職員の環境づくりとしては、市の取組として良いと思いますので、表現などを工夫して24ページは残したいと思いますが、いかがでしょうか。

また、その他の、3つの文言修正については、提案された表現等を反映したものを次回ご確認いただくということでよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) その他、見直し案についてご意見はございますか。

なければ、今出た意見を事務局で修正等対応していただければと思います。

(4) 協働に関する条例検討結果答申(案)について

(会長) では、最後の議題に移りたいと思います。議題の(4)の市民協働に関する条例検討結果答申(案)についてで、項目としては何回か出していますが、検討はまだなので、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、ご説明いたします。恐れ入りますが、資料38ページをご覧ください。

構成としては、1が検討の背景、2が調査結果、3が検討結果としております。

今年度、時間の都合上、まだご議論いただいておりますが、何も無いのも議論が進まないですので、前年度いただいた意見をベースに答申案を作成しております。

資料と併せて送付いたしましたシートに基づき、各自お考えをまとめていただいたところだと思いますので、そちらをもとに、多くのご意見をいただき、修正をしていきたいと考えております。

なお、本日ご欠席された委員から意見をお預かりしておりますので、ご紹介いたします。

私自身は、市民協働の推進に関する条例の必要性を感じています。もちろん条例があるから市民協働が成り立つわけではないのですが、市民協働に対するある程度の効力は発揮するのではないかと考えています。

1つ目は条例を制定することが、府中市における市民協働の重要性を位置づけることになること。

2つ目は条例があることで市民協働の継続性をある程度担保すること。特に市民協働に意欲的でない人が市の代表になった場合などに条例が重要になるかと思っています。

この2つが条例の効果として期待できるのではないかと考えています。

このようなご意見をいただいておりますので、こちらでいただいた意見につきましても、資料の67ページに追記して次回会議に提出する予定でございます。

事務局からは以上でございます。

(会長) 資料の中に、検討シートも含まれていますが記入する時間等が十分でなかったと思いますので、もし可能であればこの会議で記入する時間をとって提出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 条例に関して、私の結論としては、シートの3番の(1)で継続実施にしたいのが結論です。

理由としては、第1回でいただいた資料の中に東京都の中で、協働の条例を制定している都市は、2市のみという実態を踏まえて、府中市は市民協働都市宣言など協働に係る基本方針や行動計画を策定し、市の活動目標に掲げている。

よって、協働推進の条例化により方向性を更に強固にするのは一理あるが、未だ準備が十分ではなく、東京都の他の自治体の事例検証等を継続的に実施することが必要だと思います。

やはり、条例化されていない理由は色々あると思いますが、問題点等もあると思いますので、ここでは継続的に実施していくのが適切かと思っています。

今までの議論でも出てきましたが、協働の活動形態が市民全般に周知されているとは言い難く、一部の市民にとどまっているのが印象です。

先程、提案型協働事業の応募が少ないという意見が出ましたが、そういう課題を解決する方策ですが、条例化を含め市政の大きな柱の一つとして、一般市民への刺激に直結した協働事業の開拓と推進が大事だと思います。

(会長) その他、ご意見等いかがでしょうか。

審議していない引き継ぎ事項ということもありますので、9月の答申の中には継続審議という形で取り扱うということを確認したいと思います。

この後の時間で、資料などに目を通して思い浮かぶこともあるかと思いますが、今日提出できる方は、提出していただき、来週の月曜日までにご提出いただければと思います。

(委員) 以前伺ったかもしれませんが、東京都で条例を設置している2市はどこですか。

(事務局) 大田区と狛江市です。

大田区が、区民協働推進条例で平成17年度の4月に制定されています。

目的、定義、基本理念、区民の役割、区民活動団体の役割、事業者の役割、区の役割、基本施策等、委任の全9条のものです。

狛江市が、市民参加と市民協働の推進に関する基本条例で平成15年の4月に策定されておりまして、条例があり、施行規則があるという形です。

(委員) 両自治体とも、もう10年以上前ですね。

それ以降増えていないのですか。

(事務局) 増えていないと思います。この調査を行ったのが今年の9月なので、仮に増えていたとしても、この1年で増えたこととなります。

(会長) 取り扱いとしては、先程の本日提出いただける方は提出していただき、改めて提出していただく方は、月曜日までに提出していただくということをお願いします。

では、継続審議というご確認を得たということで、この議題については終了ということによろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) では、本日の議題は全て終了しました。

3 その他

(会長) 最後に、その他ということで、事務局よりお願いします。

(事務局) 事務局から、1点、次回の会議の日程についてです。

9月7日(木)午後2時からで、場所が本日と同じ、北庁舎3階第4会議室で行う予定でしたが、せっかくですので、市民活動センタープラッツで開催したいと考えていますが、いかがでしょうか。

(委員) 異議なし。

では、市民活動センタープラッツで開催ということで、改めて開催通知をお送りしたいと思います。

なお、内容といたしましては、1点、答申(案)の確認でございます。

(会長) それでは、次回は9月7日の午後2時に市民活動センタープラッツということで、改めて案内があるかと思えます。

議題は答申案ということで、会議の中でいただいたご意見等を反映したものを確認いただく作業が趣旨になります。

他になれば、以上をもちまして、閉会いたします。お疲れさまでした。

以上